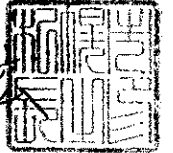


札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長 秋元克本



札幌市条例第86号

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「次の各号に定める額」を「それぞれ次」に改め、同項第1号中「30,000円」を「31,100円」に改め、同条第2項中「20,000円」を「20,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。